

新 旧 対 照 表

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について
(昭和63年2月12日付け社庶第30号厚生省社会局庶務課長厚生省児童家庭局企画課長通知)

改正	現行
<p style="text-align: right;">社 庶 第 3 0 号 昭 和 6 3 年 2 月 1 2 日 (最終改正) <u>社援基発0527第1号</u> <u>令和4年5月27日</u></p> <p>各 都道府県民生主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局庶務課長 厚生省児童家庭局企画課長</p> <p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p> <p>標記については「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)により通知されたところであるが、その取扱いの細則について下記のとおりとすることとしたので、御留意願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 業務従事期間の認定 (同右)</p> <p>2 福祉に関する相談援助の業務の範囲 (同右)</p> <p>3 介護等の業務の範囲 (1)～(5) (同右)</p>	<p style="text-align: right;">社 庶 第 3 0 号 昭 和 6 3 年 2 月 1 2 日 (最終改正) 社援基発0604第1号 令和2年6月4日</p> <p>各 都道府県民生主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局庶務課長 厚生省児童家庭局企画課長</p> <p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p> <p>標記については「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)により通知されたところであるが、その取扱いの細則について下記のとおりとすることとしたので、御留意願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 業務従事期間の認定 (略)</p> <p>2 福祉に関する相談援助の業務の範囲 (略)</p> <p>3 介護等の業務の範囲 (1)～(5) (略)</p>

(6) 局長通知別添2の1の(40)の「介護等の便宜を供与する事業」は、局長通知に掲げるものを除き、次のような事業であること。

ア～ウ (同右)

エ 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス若しくは同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（介護保険法施行規則第140条の63の6第1項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。）をいう。）又は第一号通所事業（同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の6第1項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。）をいう。）に準ずるもの

オ (同右)

(7) (同右)

(8) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、介護保険法により指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは基準該当介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを実施する前（法人格取得前の期間を含む。平成18年4月1日以後に限る。）にこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。

(9)～(11) (同右)

(12) 局長通知別添2の1の(35)に掲げる者には、「地域生活支援事業実施要綱

(6) 局長通知別添2の1の(40)の「介護等の便宜を供与する事業」は、局長通知に掲げるものを除き、次のような事業であること。

ア～ウ (略)

エ 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス若しくは基準該当居宅サービス、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは基準該当介護予防サービス、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（介護保険法施行規則第140条の63の6第1項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。）をいう。）又は第一号通所事業（同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の6第1項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。）をいう。）に準ずるもの

オ (略)

(7) (略)

(8) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、介護保険法により指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは基準該当介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは基準該当介護予防サービス又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを実施する前（法人格取得前の期間を含む。平成18年4月1日以後に限る。）にこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。

(9)～(11) (略)

(12) 局長通知別添2の1の(33)に掲げる者には、「地域生活支援事業実施要綱

の一部改正について」（平成19年6月18日付け障発第0618001号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発0801002号）の別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記6（12）に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

の一部改正について」（平成19年6月18日付け障発第0618001号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発0801002号）の別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記6（12）に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。